

## 介護事業所のみなさまへ

令和 8 年 6 月介護報酬改定に係る 7 月の請求事務について（お願い）

別添事務連絡にて周知したとおり、令和 8 年 6 月の介護報酬改定で介護職員等処遇改善加算の新設または拡充が行われており、加算項目の変更があった事業所については県や市町村に必要な届出が行われているものと存じます。

令和 8 年 7 月の審査においては、介護報酬改定に伴う請求エラーが多く発生し、請求の差し替えに応じかねることも考えられます。

つきましては、届出いただいた事業所におかれましては、令和 8 年 7 月請求分(6 月サービス提供分)の請求を行う前に、必ず請求明細書上で、届出どおりの請求となっていることを確認していただきますようご協力をお願いいたします。

令和 8 年 7 月 1 日  
宮崎県国民健康保険団体連合会

(連絡先)

TEL :0985-35-5111

別添

事務連絡  
令和8年6月1日

介護事業所 御中

宮崎県国民健康保険団体連合会

令和8年6月介護報酬改定に係る対応について（周知）

平素から本会の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、令和8年6月の介護報酬改定では、介護職員等処遇改善加算の新設や拡充等が予定されており、当該加算の算定については、多くの事業所で県や市町村への届出が必要となっております。

つきましては、円滑な審査支払事務の実施ため、下記について、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出期限厳守について

県や市町村への届出は、期限を厳守いただきますようお願いいたします。なお、届出期限については、提供するサービス等により異なりますので、県や市町村にご確認ください。

2. 令和8年7月審査分（6月サービス分）の対応について

期限までに届け出なかった加算については、令和8年7月審査分（6月サービス分）では基本的に返戻（算定不可）となりますので、予めご了承ください。

3. その他

上記報酬改定とは別件になりますが、毎月10日必着としている請求期限について、期限を過ぎて請求を行う事業所が散見されます。10日必着（郵送分含む）にご協力いただきますようお願いいたします。

（文書取扱）

担当 情報・介護課介護福祉係 根岸  
TEL :0985-35-5111  
FAX :0985-25-0260  
E-mail: kaigo@kokuhoren-miyazaki.or.jp